

マンションの適切な維持管理のため御協力をお願いします。

## 川崎市マンション管理組合 登録制度のご案内（無料）

分譲マンション管理については、管理規約改正や管理費、大規模修繕、防犯、ペットなどに関する様々な課題に対して管理組合員全員で考えていく必要があります。

そこで、川崎市では、マンション管理組合の登録制度を開始し、登録したマンション管理組合と市が情報交換を行うことで、法改正などの最新情報や講習会の御案内など、マンション管理組合のサポートを行います。

※管理組合から提供された情報は、個人情報の保護に努め、統計調査や市等からの情報提供及び刊行物の配付等のみに利用し、管理組合の同意なしに目的外に利用することはありません。

- ①マンション管理組合の登録（理事長又はその委任者が申請）
- ②マンション管理情報などのアンケート調査等の協力



- ①法改正や講習会などの情報提供
- ②マンション管理相談窓口の御案内

### お問合せ

川崎市まちづくり局住宅整備推進課  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話：044-200-2996  
FAX：044-200-3970  
E-mail：50zyusei@city.kawasaki.jp



## マンション管理組合の支援をみんなで作っていく制度です。



初めて理事長を行うことになったけど、何から始めればよいかわからない・・・。

大規模修繕ってどうやって進めていくのか・・・。

建築士やマンション管理士などの専門家の意見を聞きたい。

管理組合の規約を改正したいのだが、どこに気をつけたらよいかわからない・・・。

他の管理組合はどうやっているんだろう・・・。

どこに相談したらよいのだろうか・・・。

## そういった管理組合さんの疑問を解決するための手助けをマンション管理組合登録制度で実現します。

### 1 直接マンション管理組合に情報をお届けします。

登録していただくことで、郵送、メール、FAX、電話などの連絡手段を使って直接連絡いたします。

### 2 セミナー案内、法改正などの情報をお届けします。

川崎市まちづくり公社が主催しているマンション管理セミナー、法律改正などの役立つ情報をお届けします。

### 3 川崎市まちづくり公社ハウジングサロンへ

ハウジングサロンではマンション管理組合に対する相談に無料で応じています。必要に応じて現地相談も実施していますので、是非御利用ください。



# 登録申請の手続きの流れと申請後の情報提供

管理組合  
登録申請

## ①川崎市マンション管理組合登録申請書の提出

窓口の他、郵送、FAX、メールでも受付けております。  
ただし、理事長の住所がマンションの所在地と異なる場合は  
理事長であることを証明できる書類を添付してください。

※「マンション管理組合登録情報確認票」も併せて御提出願  
います。

管理組合  
登録済通知

## ②登録済みの御連絡

申請書の受理後、登録済みの御連絡を通知させていただきます。登録済みの御連絡は、時間がかかる場合がありますのでご了承下さい。

情報提供

## ③不定期に情報提供いたします。

一般財団法人川崎市まちづくり公社が主催しているマンション管理セミナー、法律改正などの役立つ情報をお届けします。

管理組合登録  
変更届

## ④理事長などの変更に伴う手続きについて

年1回こちらから変更状況の調査を行います。こちらからの御連絡は原則「連絡先」に行いますので、定期的に理事長が変更となる場合は、理事長以外の方を連絡先として指定して構いません。

※本制度の登録申請を行う場合は、次の要綱の各条項についてご承諾の上、「川崎市マンション管理組合登録申請書」を住宅整備推進課に御提出ください。

## 川崎市マンション管理組合登録制度要綱（抜粋）

### （目的）

第1条 この要綱は、市内に所在するマンション管理組合を市に登録することにより、市からマンション管理組合に必要な情報を効率的かつ適切に提供するとともに、市のマンション施策に反映するために必要な分譲マンションの建物概要や管理状況などの情報を把握し、市とマンション管理組合との連携を図ることで、分譲マンションの適切な維持管理等を支援し、良質な住宅ストックの蓄積と住環境の形成に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）に規定する区分所有された建築物で、区分所有者の住居の用に供する部分を有するものをいう。
- (2) 管理組合 区分所有法第3条及び第65条に規定する区分所有者の団体をいう。

### （登録要件）

第3条 登録しようとする管理組合は、次の各号に掲げる要件について承諾するものとする。

- (1) 申請者は、管理組合理事長又はその委任を受けた者であること。
- (2) 市が必要と判断した情報について、管理組合から提供された情報を利用して、市からの連絡及び印刷物送付を管理組合に行うこと。
- (3) 管理組合から提供された情報を利用して、市がアンケート調査などの協力を管理組合に依頼すること。
- (4) 管理組合から提供された情報及びアンケート調査結果について、市が統計データの作成などを行い、市のマンション施策に利用すること。

### （登録申請）

第4条 登録しようとする管理組合は、川崎市マンション管理組合登録申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

### （マンション情報の管理）

第5条 市長は、前条の申請を受理した管理組合（以下「登録管理組合」という。）のマンション管理組合登録簿（第2号様式）を速やかに作成するものとする。

2 前項の場合において、市長は、マンション管理組合登録簿を作成するために必要な情報提供を登録管理組合に依頼するものとする。

### （市の責務等）

第6条 市長は、次の各号に掲げる項目について遵守するものとする。

- (1) 川崎市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に努める。
- (2) 法令等の改正や講習会の開催など、市が必要と判断した情報について、登録管理組合に提供するものとする。
- (3) マンション管理組合登録簿を利用してアンケート調査や情報提供等々のマンション施策を実施する際に、市長はこれを第三者に委託又は依頼することができる。ただし、委託又は依頼を受けた者が目的外に使用することを禁止する。

### （管理組合情報の更新）

第7条 第4条で申請した内容に変更が生じた場合、登録管理組合は、川崎市マンション管理組合登録変更申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

### （調査協力）

第8条 登録管理組合は、市が依頼した調査等に協力するものとする。ただし、情報提供できないと判断した事項について、登録管理組合は一部又は全部を拒否することができる。